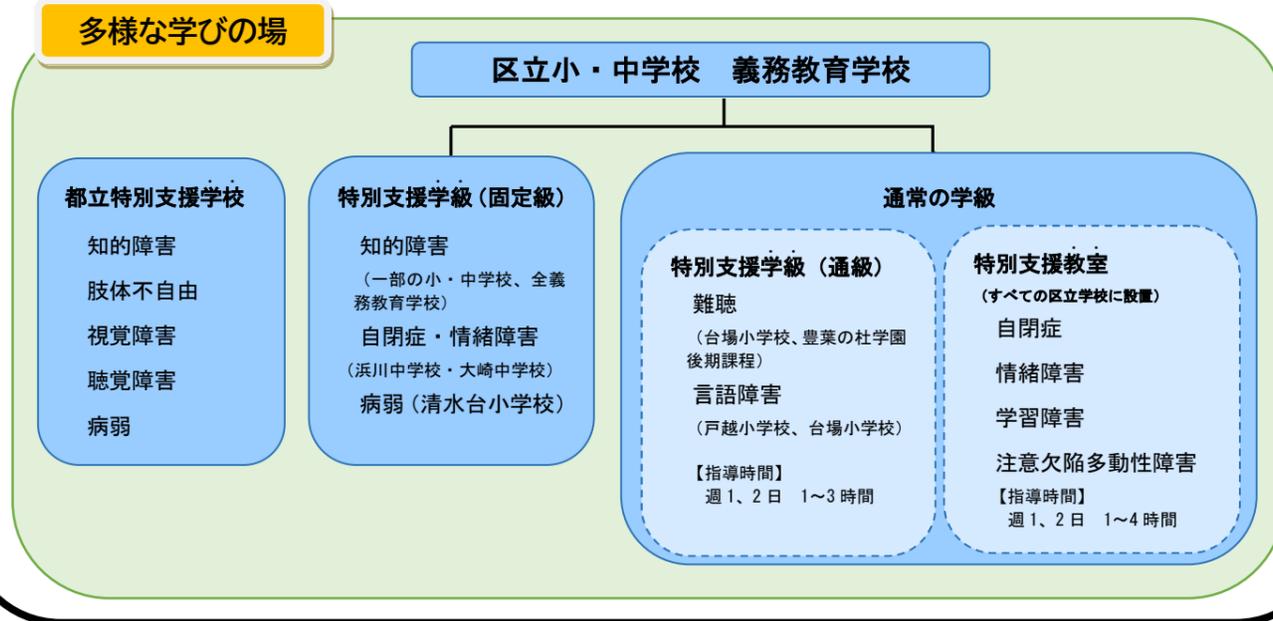


I. 就学相談について

1 就学相談とは

一人一人の教育的ニーズ、障害の状態、本人・保護者の希望、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から**就学先を決定する仕組み**。

対象者は品川区に在住する、翌年度に公立小・中学校および義務教育学校に進学・進級する児童・生徒。



2 医療的ケア児の受入

令和3年度から区内学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施している。

看護師の配置を希望する**医療的ケア児の就学については、就学相談の中で決定する。**

令和4年度9月現在、4名の看護師を配置している。

【実施する医療的ケアの内容】

- ①たん吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)および胃ろう・腸ろう部、気管切開部の衛生管理
- ②経管栄養(胃ろう、腸ろう、鼻腔)
- ③導尿
- ④その他、教育委員会が実施可能と判断するもの

3 申込件数

特別な支援を必要とする児童・生徒は年々増加しており、就学相談の件数は平成28年度と比較して令和3年度では約2倍に増加している。



4 就学相談の流れ

- 5~6月 広報しながら、HPなどにてスケジュール等を告知。保護者向け説明会実施。就学相談委員の選定、全体会の実施。
- 6月中旬~ 申込受付開始
 保護者が電話または来所し申込。このときに面談日や検査日などの調整を行う。就学相談の資料として、下記の書類を作成する。
- ◆就学相談書類
保護者が就学で心配なことや成長の様子などを記入の上、返送。
 - ◆実態把握票
現在在籍している園や学校に実態把握票の作成を依頼。
 - ◆外部機関等による発達検査
心理職により、状況を客観的に判断するための発達検査を行う。

- 7月~ 就学相談委員等による行動観察と保護者面談
 就学相談委員(医師、校長、保育・幼稚園長、教員、心理相談員など)が子どもの様子を観察。保護者は医師、特別支援教育係・校長(園長)と面談を行う。
- ↓
- 観察と面談をもとに、判断会議を行い就学先についての意見をまとめる。
- ↓
- 保護者へ電話で結果を連絡する。必要に応じ継続相談や学校見学・体験などを行う。
 ※特別支援学校へ入学する場合は、区就学相談後、東京都教育委員会の就学相談が行われる。(都立特別支援学校または東京都特別支援教育推進室にて)
- ~1月 就学通知書が学務課から送付される。
 ※特別支援学校へ入学する場合は東京都教育委員会から送付される。



Ⅱ. 特別支援教室の利用制度変更に伴う体制づくり

令和4年度より特別支援教室の利用については、**原則の指導期間が1年に変更**

特別支援教室で指導を受けている時間は、その時間の在籍学級での指導を抜けることから、在籍学級での学習内容の補習が必要になるなど、児童・生徒の負担になりかねないため。

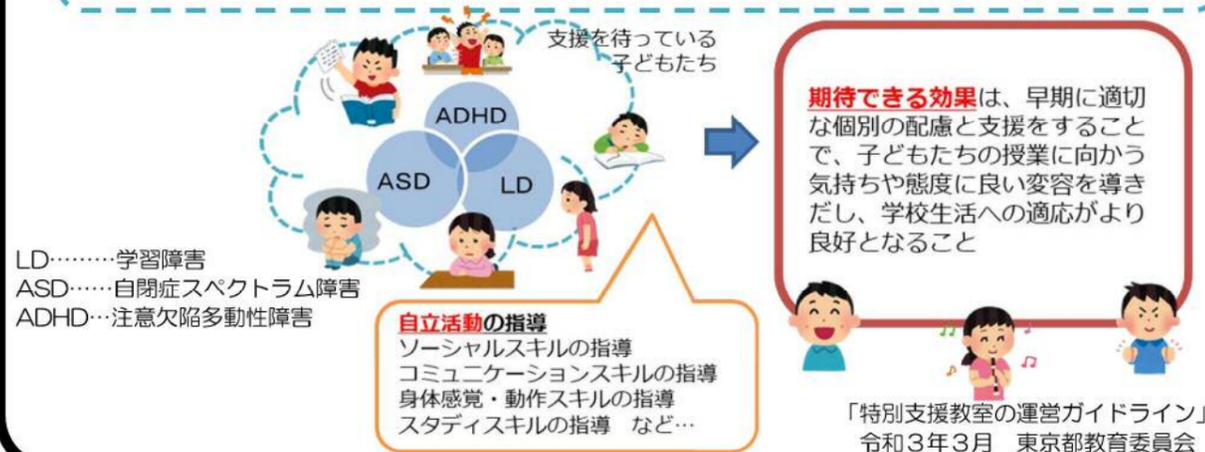
1 特別支援教室を利用している児童・生徒数の変遷



2 特別支援教室とは

対象児童・生徒は品川区の公立小・中学校および義務教育学校通常学級に在籍する知的障害のない発達障害等のある児童・生徒（※）である。

（※）不登校の状態にある児童・生徒は、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、本来的には通級（難聴・言語障害）、特別支援教室の対象とはならない。



3 特別支援教室における支援のねらい

- 自分の感情を適切に表現したりコントロールしたりできるようにして自己理解を深め、対人関係の改善を図る。
- 他者の意図や感情を理解し、状況に応じた行動と適切な表現・やりとりができるように集団参加の基礎を培う。
- 姿勢保持の力・手指の巧緻性を育むことで、活動の幅を広げ、成功体験を増やすことで、意欲的に生活できるようにする。
- 自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて在籍学級での学習を円滑に取り組めるようにする。

原則の指導期間が1年となり、1年の利用延長後には、1度学級に戻ることに對して不安をもつ学校や保護者も多い。

4 特別支援教室の利用上の課題

- 特別支援教室の利用する児童・生徒においては、多くとも指導時間は週2、3時間であり、十分な指導が受けられない場合がある。
- 発達障害の児童・生徒の中には、1年間では、課題の解決が充分図れず、長期的な視点での指導が必要な児童・生徒も存在している。
- 特別支援教室、原則の指導期間が1年となったことで、利用後の支援が今後の課題である。

5 課題に対する対応

モデル校に発達障害教育支援員を配置

令和4年4月より、区内5校（御殿山小、鮫浜小、浜川小、鈴ヶ森小、台場小）のモデル校に発達障害教育支援員を配置。発達障害教育支援員は、知的発達に遅れを伴わない発達障害等のある児童が学校で安心して過ごせるよう、通常の学級において学習支援および安全管理などの支援を行う。

発達障害教育支援員により、発達障害等のある児童が、退室後も在籍学級で継続した支援を受け、課題を解決しながら学習に取り組めるようになることを目指す。今後、より多くの児童を支援できるよう体制の強化を推進していく。